



## 4 回目接種のお知らせ



新型コロナウイルス感染時の重症化予防を目的に、4回目接種を実施します。

### 1 対象者

3回目接種後5か月以上経過した方のうち、接種を希望する次の方

- ▶ 60歳以上
- ▶ 18～59歳の次の方

以下の病気や状態の方で、入院 / 通院している方

- 慢性の呼吸器の病気・心臓病（高血圧を含む）・腎臓病・肝臓病（肝硬変など）
- 糖尿病（治療中または他の病気を併発している場合） ■ 血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
- 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍やステロイドなどの治療を受けている方を含む）
- 免疫異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ■ 重症心身障害（重度の肢体不自由・重度の知的障害が重複）
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
- 染色体異常 ■ 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合） ■ 知的障害（療育手帳を所持している場合）

基準（BMI30以上）を満たす肥満の方

\* BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

重症化リスクが高いと医師が認めた方

### 2 接種券の発行申請

対象者のうち、18～59歳の方は接種券発行の申請が必要です。

申請方法（次の3とおり）

- インターネット申請 受付時間：24時間（右記QR）
- コールセンターへ申請 TEL：050-3646-5466 受付時間：午前8時30分～午後5時15分
- 相談窓口申請 市役所1階、多賀市民プラザ1階、保健センター1階



\* できるだけ 令和4年6月30日(木) までに申請してください。

### 3 接種券発送時期（予定）

| 対象                  | 接種券発送時期  | 予約方法・接種会場・使用ワクチンなど                |
|---------------------|----------|-----------------------------------|
| 令和4年1月に3回目接種を受けた方   | 令和4年6月上旬 | 接種券と一緒に送りする「日立市からののお知らせ」でご確認ください。 |
| 令和4年2月上旬に3回目接種を受けた方 | 令和4年6月下旬 |                                   |

\* 上記対象以外の方も、3回目の接種が完了した順に接種券をお送りします。

\* 18～59歳の方は、接種券の発行申請時期により、上記の発送時期以降の発送となる場合があります。

## 3 回目接種を実施しています

感染対策を進めるうえで、ワクチン接種は大変有効とされています。接種にご協力ください。

▶ 接種間隔：5か月（令和4年5月25日から、接種間隔が6か月から5か月に短縮されます）

これに伴い、2回目接種から5か月が経過する前に接種券をお送りします。



詳細はこちら

- ▶ 接種会場：市内の医療機関や県の大規模接種会場など
- ▶ 予約方法：■ インターネット予約 ■ コールセンターへ電話予約 ■ 医療機関へ直接予約
- ▶ 使用ワクチン：ファイザー社製 または モデルナ社製

## 5～11歳のお子さんの1・2回目接種を実施しています

- ▶ **接種会場**：十王医院（十王町友部）、たかはし小児科医院（十王町友部東）、立花クリニック（幸町）、小泉チルドレンズクリニック（鮎川町）、石川内科ファミリークリニック（桜川町）、西野医院（留町）、日立港病院（みなと町）、日立総合病院（城南町）  
\*日立総合病院では、定期的に受診し、処方継続されている方に接種を行います。診療時に、主治医に接種を希望する旨お伝えください。接種の可否を判断します。
- ▶ **予約方法**：■インターネット予約 ■コールセンターへ電話予約
- ▶ **使用ワクチン**：小児用ファイザー社製



詳細はこちら

問合せ ワクチン接種ひたちコールセンター  **050-3646-5466** FAX 85-8010

## 新型コロナウイルス感染症に係る支援制度のお知らせ

### 子育て世帯への生活支援特別給付金



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、下記に該当する方に特別給付金を支給します。

#### ひとり親世帯分

| 対象者   | 申請 | 支給額                         | 支給・申請方法など  |
|---|----|-----------------------------|--|
| ① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方  | 不要 | 対象児童<br>1人につき<br><b>5万円</b> | 6月中に児童扶養手当と同じ方法で支給予定 *対象者には通知を送付   |
| ② 公的年金などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方<br>*収入（令和2年中）が基準額を下回る方に限ります。 | 必要 |                             | 6月下旬以降に、申請書で指定した方法で支給<br>【申請受付期間】<br>6月13日(月)～来年2月28日(火)<br>*詳しくは、市のHPをご覧ください。 |
| ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった方            |    |                             |  |

#### ひとり親以外の住民税均等割非課税の世帯分

現在、支給に向けた準備を進めています。詳細が決まり次第、市報や市のHPなどでお知らせします。

問合せ 子育て支援課  内線 338

### 小学校の臨時休校などに対応した個人事業主への支援金

小学校、幼稚園、保育園などの臨時休校や学年閉鎖、学級閉鎖などに伴い、子どもの世話をを行うために仕事ができなくなった個人事業主に対し、支援金を支給します。



#### 対象 次の全ての要件を満たす方

- 小学校の臨時休校などに対応した保護者で、休業を余儀なくされた個人事業主
- 小学校の臨時休校などの日以前より本市内に事業所などを有する方または本市内に住民登録のある方
- 小学校の臨時休校などに対応した保護者であることを証する書類を提出できる方

**対象期間** 令和4年1月1日～6月30日

\*日曜日、祝日は除く

#### 交付額

- 令和4年1月～2月 5,500円/日
  - 令和4年3月～6月 4,500円/日
  - \*対象期間中に緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の対象区域であった場合は、7,500円/日
- 申請期間** 8月31日(水) (必着) まで

申請方法など、詳しくは右記QRをご覧ください。



問合せ 商工振興課  内線 429